

3つの安心をお届けします

「新・団体医療保険」

「安心所得」

のおすすすめ

? 傷害保険や疾病による死亡に対する保険のご加入だけで大丈夫ですか？

新・団体医療保険をお勧めします！

病気による入院や手術等を補償する保険です。

P1へGo!

? **きもん**
病気による入院費が心配！
何か良い保険はないかなあ～？

所得補償保険をお勧めします！

病気やケガで就業できなくなり、入院、医師の指示による自宅療養に対しても補償する保険です。

P4へGo!

? **きもん**
入院によって所得が減少すると生活費が心配！
何か良い保険はないかなあ～？

団体長期障害所得補償保険をお勧めします！

病気やケガで就業障害となり、入院が長期になった場合を補償する保険です。

P5へGo!

? **きもん**
長期の入院による所得の損失が心配！
何か良い保険はないかなあ～？

保険期間の中途でも加入できます!!

保険期間:平成27年11月20日午後4時から1年間

申込締切日:平成27年10月30日(金)

今回ご案内する保険に新規にご加入される場合、または補償を増額してご加入される場合には、告知が必要となります。告知についてのご注意点は、6ページに記載しておりますので、必ずご確認ください。

農林水産省職員生活協同組合(保険契約者)
<http://www.nourinseikyuu.jp>

損害保険ジャパン日本興亜株式会社(引受保険会社)

株式会社カワシマ(取扱代理店)
<http://www.ykawashima.co.jp>

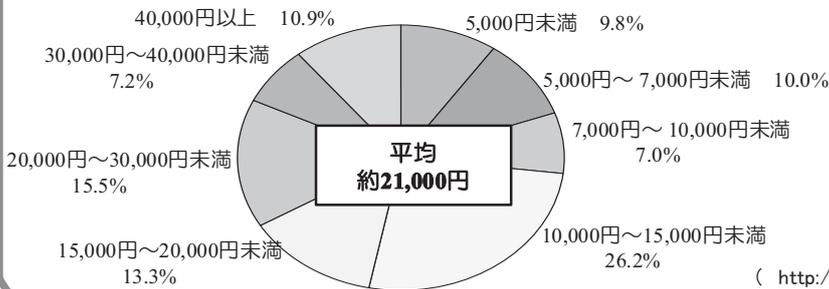
新・団体医療保険

(医療保険基本特約・疾病保険特約セット)
団体総合保険

ご存知でしょうか？

医療費ってこんなにかかるんです！！

入院1日あたりの平均自己負担額は **平均約21,000円!**



※左記金額は、過去5年間に入院した人の自己負担費用の平均値。(高額療養費制度(注)を利用した人、利用しなかった人(高額療養費制度の適用外など)とも含みます。)
※高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額。治療費・食事代・差額ベッド代などを含みます。

生命保険文化センター「平成25年度 生活保障に関する調査」

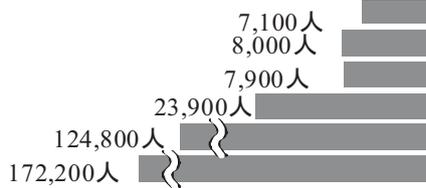
(注)高額療養費制度の詳細については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryuhoken/iryuhoken13/100714.html>)

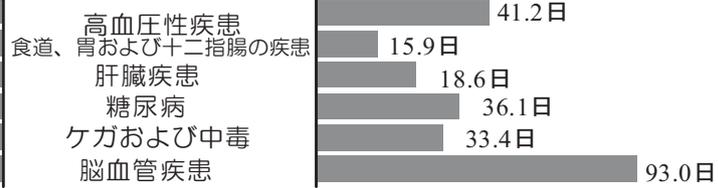
病気で入院する人ってこんなに多いんです！！

1人あたりの平均入院日数は **平均約32.8日!**

傷病別の推計入院患者数 (単位:人/日)



傷病別の退院患者の平均在院日数



[厚生労働省大臣官房統計情報部「患者調査」](平成23年)による

平均の負担額と入院日数によると...

21,000円 × 32.8日 = 約690,000円

突然の高額出費で家計が大変なことに...

だからこそ、新・団体医療保険が必要です！！

補償の概要

※保険金のお支払い方法等重要な事項は、7P以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

保険金の種類		保険金のお支払い概要
基本補償	入院 	<ul style="list-style-type: none"> ○【病気】日帰り入院(注)から1日につき入院保険金日額をお支払い。(1日につき <u>5,250円</u>) ○【病気】1回の入院で180日までお支払い。 ○【病気】ご継続の保険期間を通じて1,000日まで補償。
	退院後通院 (MA型のみ) 	<ul style="list-style-type: none"> ○【病気】継続して4日を超えた入院の退院後の通院で30日までお支払い。(1日につき <u>3,200円</u>)
	手術 	<ul style="list-style-type: none"> ○【病気】手術を受けたとき(一部の軽微な手術は対象外) <重大手術の場合> 入院保険金日額の40倍 <重大手術以外の場合> 入院中の手術 入院保険金日額の20倍 外来の手術 入院保険金日額の5倍
オプション	三大疾病診断保険金	<ul style="list-style-type: none"> ○【三大疾病】三大疾病と診断された場合(①初めてがんと診断された場合やがんが完治後の再発や転移した場合、がんが新たに生じた場合②急性心筋こうそくにより入院された場合③脳卒中により入院された場合をいいます。)にお支払い。(ご加入のタイプにより <u>53万円</u> または <u>100万円</u> をお支払いします。) ※がんについては、ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて91日目から補償が開始します。 ※支払事由に該当した場合であっても、同一の支払事由に前回該当した日からその日を含めて1年以内であるときは、保険金をお支払いしません。

(注)「日帰り入院」とは、日帰り手術のため1日だけ入院と同じような形で病室を使用した場合等のことをいい、「入院料」の支払いの有無で判断します。

新・団体医療保険

補償内容と保険料

基本補償には、必ずご加入いただけます。基本補償は、3口までの加入が可能です。基本補償にご加入の方は、オプションにもご加入いただくことができます。

補償内容（基本補償）

〔保険期間1年、団体割引20%、手術保険金倍率変更特約、重大手術保険金倍率変更特約セット〕

補償内容	保険金額
疾病入院保険金	1日につき 5,250円
疾病退院後通院保険金 (MA型のみ補償)	1日につき 3,200円
疾病手術保険金	<重大手術の場合> 入院保険金日額の40倍 <重大手術以外の場合> 入院中の手術 入院保険金日額の20倍 外来の手術 入院保険金日額の5倍

保険料

年齢(歳)	基本補償	
	MA型 通院有 月払保険料(円)	MB型 通院無 月払保険料(円)
0~24	410円	370円
25~29	590円	540円
30~34	740円	690円
35~39	810円	740円
40~44	880円	790円
45~49	1,120円	1,020円
50~54	1,470円	1,340円
55~59	2,220円	1,980円
60~64	3,070円	2,740円
65~69	4,500円	4,050円

オプション(三大疾病診断保険金支払特約)	
OA型 月払保険料(円)	OB型 月払保険料(円)
53万円	100万円
20円	30円
50円	90円
90円	170円
160円	300円
280円	520円
440円	830円
660円	1,240円
1,000円	1,870円
1,440円	2,720円
1,980円	3,720円

- (※1) 保険料は、保険始期日(・中途加入)時点の満年齢によります。
- (※2) 年齢は保険期間の初日現在の満年齢(中途加入の場合は、中途加入日時点)とします。
- (※3) 契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。
- (※4) 本保険は介護医療保険料控除の対象となります。(平成27年8月現在)
- (※5) 医療費用保険から移行されたお客さまは、MB型と補償内容は同一ですが、加入依頼書、加入者証ともにMB1と打ち出しがされております。

所得補償保険、団体長期障害所得補償保険

所得補償保険の特長

・保険金のお支払方法等重要な事項は、7P以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

1. ケガはもちろん病気による入院を補償



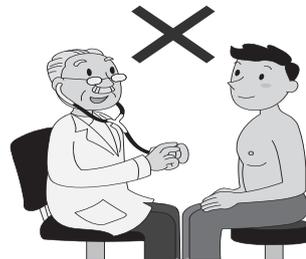
2. 入院だけでなく医師の指示による自宅療養も補償



3. 団体契約のため、個人で加入するより割安です。(団体割引20%適用)



4. 健康診断は不要。健康告知書を提出していただきます。



* 健康告知の内容によっては、ご加入いただけない場合や条件付でのご加入となります。

団体長期障害所得補償保険の特長

住宅ローンをご利用になっている方ほどしっかりつけたい保険です。

・保険金のお支払方法等重要な事項は、7P以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

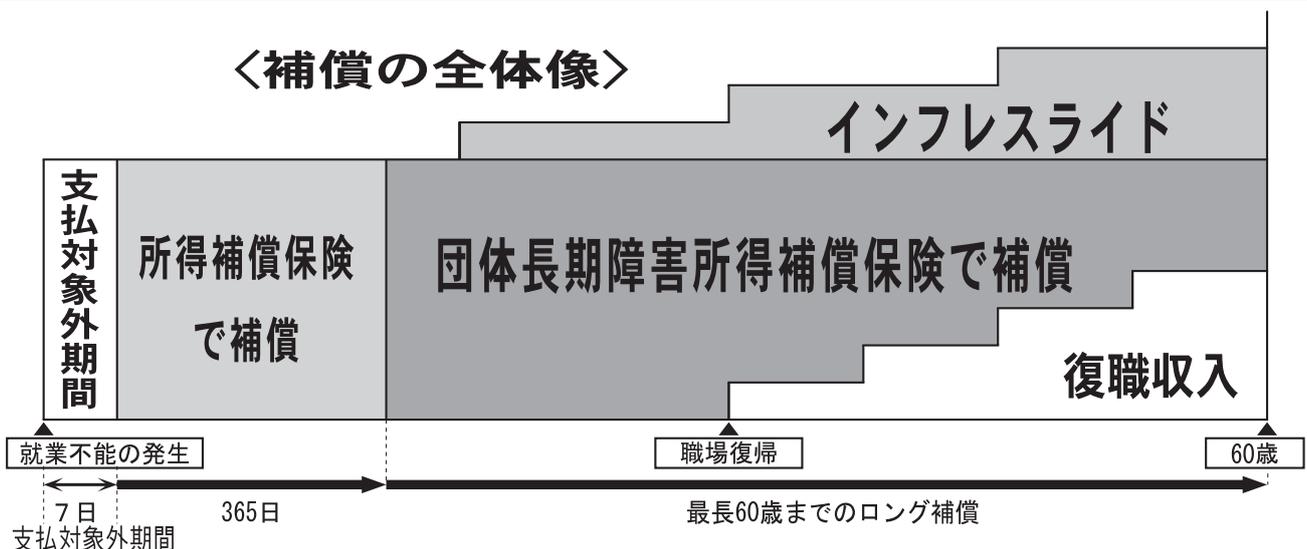
1 長期の補償

万一の場合、1年までは、従来の「所得補償保険」で補償。1年経過後は、この『団体長期障害所得補償保険』で60歳まで補償。(団体割引20%適用)

2 インフレ対応

長期にわたる就業障害でも、保険金がインフレで目減りしないよう、物価上昇にあわせて調整。

<補償の全体像>



所得補償保険

補償内容と保険料

長期の継続加入が可能に。保険金をお受け取りになっても、通算して1,000日保険金をお支払いするまで契約を継続できます。

がん、心筋こうそく等の大きな病気等をされて保険金をお受け取りになっても、通算して1,000日分の保険金が支払われるまでは、原因となった病気等を補償対象外とせず、継続できますので、安心して長期に継続加入いただけます。

- * 1回の就業不能に対する対象期間は、最長1年です。
- * 支払対象外期間を超える就業不能が終了した後、その就業不能の原因となった身体障害によって6か月以内に就業不能が再発した場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。ただし、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業不能になった場合は、後の就業不能は前の就業不能とは異なった就業不能とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。
- * 保険金のお支払いは、初年度加入（または通算支払限度期間に関する特約をセット後）および継続加入の保険期間を通算して1,000日を限度とします。平成16年度（ご加入が平成17年度以降の場合、ご加入年度）のご契約から継続後のご契約を通算してお支払い日数をカウントします。

保険料と保険金額

所得補償保険＜月額保険料1口1,000円＞

（保険期間1年、対象期間1年、
支払対象外期間7日、職種級別1級
団体割引20%、

★保険金額

（ご加入直前12か月における所得の平均月間額の40%以下の範囲内で公的医療保険制度からの給付も考慮のうえ、適切な保険金額をお決めください。また、他の保険契約等（所得補償保険、積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。）にご加入の場合、当保険で設定できる保険金額が制限される場合がありますのでご加入時にお申し出ください。）

年 齢	SA (1口)	SA (2口)	SA (3口)	SA (4口)	SA (5口)
	(1,000円)	(2,000円)	(3,000円)	(4,000円)	(5,000円)
	月額(円)	月額(円)	月額(円)	月額(円)	月額(円)
20～24歳	161,000	/	/	/	/
25～29歳	142,000				
30～34歳	115,000	230,000	/	/	/
35～39歳	92,000	184,000			
40～44歳	74,000	148,000	222,000	296,000	/
45～49歳	62,000	124,000	186,000	248,000	
50～54歳	53,000	106,000	159,000	212,000	265,000
55～59歳	50,000	100,000	150,000	200,000	250,000
60～69歳	47,000	94,000	/	/	/

- ・ 保険金額は、保険始期日（・中途加入日）時点の満年齢によります。
- ・ 年齢は、保険期間の初日現在（中途加入の場合は中途加入日時点）での満年齢とします。
- ・ ご契約更新時は、更新後の保険始期日時点での満年齢による保険金額となります。年齢区分が変更になると、保険金額が変更になります。
- ・ 本保険は介護医療保険料控除の対象となります。（平成27年8月現在）

補償内容

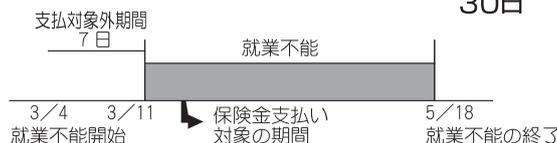
保険金お支払い対象期間は、支払対象外期間終了日の翌日から起算して1年間を限度とします。

- 国内・国外、公務上・公務外を問わず、病気・ケガのため医師の治療を要し、入院または医師の指示による自宅療養等全く仕事ができない状態（就業不能）になった場合、保険金をお支払いします。
- 保険金は1か月単位で請求ができます。

◆保険金のお支払い例

A男さん（45歳）は、胃かいようで3月4日から2か月入院し、その後15日間医師の指示により自宅療養しました。

- 加入口数…… 3口
- 月額保険金額…… 62,000円×3口 = 186,000円
- お支払いする保険金…… 186,000円×2か月 + 186,000円× $\frac{8}{30}$ = 421,600円



団体長期障害所得補償保険

補償内容と保険料

＝いつ病気・ケガで退職しても60歳まで所得補償＝

病気やケガによる就業不能となり、1年を超える就業障害となった場合の所得の損失をカバーする「団体長期障害所得補償保険」です。(372日目以降)60歳までの長期補償が得られます。

型(保険料)と保険金額

★保険金額

(保険期間1年、対象期間60歳まで、支払対象外期間372日、団体割引20%)

(加入型はご加入直前12か月における所得の平均月間額の40%以下の範囲内で公的医療保険制度からの給付も考慮のうえ、適切な補償額をお決めください。また、他の保険契約等(所得補償保険、積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。)を締結されている場合、この保険でご加入いただける金額が制限される場合がありますのでご加入時にお申し出ください。)

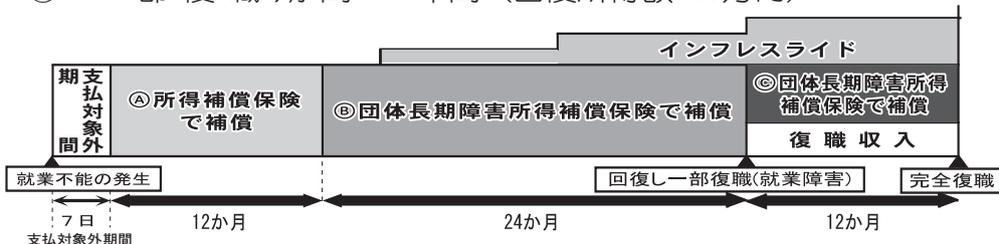
年 齢	GSA(1口) (月額保険料1,000円)		GSA(2口) (月額保険料2,000円)		GSA(3口) (月額保険料3,000円)		GSA(4口) (月額保険料4,000円)		GSA(5口) (月額保険料5,000円)	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
	月 額 (円)									
20～24歳	106,000	154,000	212,000	308,000						
25～29歳	105,000	122,000	210,000	244,000	315,000	366,000				
30～34歳	100,000	96,000	200,000	192,000	300,000	288,000	400,000	384,000		
35～39歳	86,000	69,000	172,000	138,000	258,000	207,000	344,000	276,000	430,000	345,000
40～44歳	62,000	46,000	124,000	92,000	186,000	138,000	248,000	184,000	310,000	230,000
45～49歳	47,000	36,000	94,000	72,000	141,000	108,000	188,000	144,000	235,000	180,000
50～54歳	42,000	35,000	84,000	70,000	126,000	105,000	168,000	140,000	210,000	175,000
55～59歳※	43,000	41,000	86,000	82,000	129,000	123,000	172,000	164,000	215,000	205,000

※ご加入時の年齢が55～59歳の方は対象期間は一律3年となります。
 ・保険金額は、保険始期日(・中途加入日)時点の満年齢によります。
 ・年齢は、保険期間の初日現在(中途加入の場合は中途加入日時点)での満年齢とします。
 ・ご契約更新時は、更新後の保険始期日時点での満年齢による保険金額となります。年齢区分が変更になると、保険金額が変更になります。
 ・本保険は介護医療保険料控除の対象となります。(平成27年8月現在)

お支払い例

B男さん(43歳 所得月額 50万円)が、くも膜下出血で倒れ、3年間入院生活が続き、その後職場に戻ったが完全に復職するまで1年かかりました。

- 加入内容…… 所得補償保険：SA(3口)加入(月額保険金額 222,000円)
 団体長期障害所得補償保険：GSA(3口)加入(月額保険金額 186,000円)
- 休職期間…… ① 全く働けない期間：3年間
 ② 一部復職期間：1年間(回復所得額 20万円)



- お支払い…… ① 全く働けない期間：3年間
 する
 保険金
 ・ 所得補償保険で1年間(支払対象外期間7日間を除きます。)
 $222,000円 \times 12か月 = 2,664,000円 \dots \text{A}$
 ・ 団体長期障害所得補償保険で2年間(支払対象外期間372日間を除きます。)
 $186,000円 \times (12か月 \times 2) = 4,464,000円 + \text{インフレスライド加算額} \dots \text{B}$
 ② 一部復職期間：1年間
 ・ $186,000円 \times \frac{(50万円 - 20万円)}{50万円} \times 12か月 = 1,339,200円 + \text{インフレスライド加算額} \dots \text{C}$

総合計保険金 = A + B + C = 8,467,200円 + インフレスライド加算額

告知について

- 過去3年以内に、下表の病気や症状で医師の治療・投薬をうけたり、病気を指摘されたこと（経過観察中を含みます。）がありません。

＜下表の病気に該当しなければご加入いただけます！＞	
胃・腸の病気	胃・腸・十二指腸のがん、食道がん、炎症性腸疾患（かいよう性大腸炎・クローン病）
肝臓・胆のう・すい臓の病気	肝臓・胆のう・すい臓のがん、肝硬変、慢性肝炎、肝肥大、すい炎
腎臓・泌尿器の病気	腎臓・膀胱・前立腺のがん、慢性腎炎、ネフローゼ、腎不全、副腎しゅよう
気管支・肺の病気	肺がん、結核、ぜんそく、肺線維症、慢性閉塞性肺疾患（COPD（慢性気管支炎・肺気腫など））
循環器関係の病気	脳卒中（脳出血・脳こうそく（脳軟化）・くも膜下出血）、心臓弁膜症、心筋こうそく、心筋症、狭心症、不整脈、心音不純、動脈硬化症、動脈瘤
腰・脊椎の病気	骨のしゅよう性疾患
筋肉・関節の病気	肉腫などのしゅよう性疾患
ご婦人の病気	子宮がん（子宮頸がん・子宮体がん）、乳がん、卵巣がん
その他	糖尿病、紫斑病、結核性疾患（カリエスなど）、悪性しゅよう（各種がん・上皮内新生物・肉腫）、白血病、悪性リンパ腫、悪性黒色腫、脳しゅよう、アルツハイマー病、ベーチェット病、こうげん病（全身性エリテマトーデス・強皮症・皮膚筋炎・関節リウマチ・多発性動脈炎・リウマチ熱など）、精神病（統合失調症・気分（感情）障害（躁うつ病、うつ病など）・恐慌性（パニック）障害・心的外傷後ストレス障害（PTSD）・アルコール依存など）

告知書をご記入いただくことで、ご加入いただけます！

- 上表の病気に該当していなくても、告知日現在から過去3年以内にその他の病気や症状で医師の治療・投薬を受けたり、病気を指摘されたことがある場合は、その内容を告知書に被保険者ご本人が事実を「ありのままに」「正確に」「もれなく」ご記入（告知）ください。
- 前記の告知内容により「**特定の疾病（群）について補償対象外とする条件付き（「特定疾病等対象外の条件」をセット）**」でのお引き受けとなる場合があります。

＜告知の大切さについてのご説明＞

- 告知書はお客様（保険の対象となる方）ご自身がありのままをご記入ください。
- ※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
- 告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。
- ※「ご加入に際して、特にご注意くださいこと（注意喚起情報のご説明）」を必ずお読みください。

告知の前にご一読ください。「健康状態に関する告知」にあたってご注意くださいこと

正しく告知していただくことは大変重要です。

- 告知していただいた内容にしたがって、お引受けの可否や、補償の条件（一部の疾病（群）を補償の対象外とする条件の要否）が決まります。
- 正しく告知していただきませんと、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 告知書は、記入例をご確認いただきながら、必ず被保険者（保険の対象となる方）ご本人（注）が事実を「ありのままに」「正確に」「もれなく」ご記入（告知）ください。
- 記入例には、『告知の対象となる「医師の治療」の範囲』や『告知が不要なケース（かぜ、正常分娩等）』等も掲載していますのでご確認ください。（注）代理告知について
 - 被保険者が15歳未満の場合は、被保険者ご本人に代わって、親権者が被保険者ご本人の健康状態等を確認のうえ、ご記入・ご署名・ご捺印ください。
 - 新・団体医療保険については、申込人ご本人以外のご家族（配偶者、同居の家族（両親、兄弟姉妹、親族））の方が加入される場合は、加入されるご家族に代わって、申込人ご本人が加入されるご家族の健康状態等をご確認のうえ、ご記入・ご署名・ご捺印することができます。

1. 告知の重要性

- 告知書にご記入いただく内容は、損保ジャパン日本興亜が公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- 口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

2. 正しく告知されなかった場合のデメリット

- ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態・身体の障害の状態等について損保ジャパン日本興亜に告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。
- また、ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年以内に保険金の支払事由が発生していた場合には、ご契約が解除になることがあります。
- ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときでも、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いいたします。

3. 告知していただいたご契約のお引受け

ご契約のお引受けについて、告知していただいた内容により、下記①から③までのいずれかの取扱いとなります。

- ①特別な条件を付けずにお引き受けします。
- ②特別な条件付きでお引き受けします。
「特定の疾病（群）について補償対象外とする条件付き（「特定疾病等対象外の条件」をセット）」でお引き受けします。
- ③今回はお引き受けできません。

4. 始期前の発病による無責の取扱い

- ご加入初年度の保険期間の開始時より前に発病*した疾病・発生した事故による傷害を原因とする原因とする保険金の支払事由については、正しく告知してご加入された場合であっても、保険金をお支払いできません。
（注1）ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年経過後は、お支払いの対象となる場合があります。（新・団体医療保険では、保険金の種類により取扱いが異なります。）
（注2）特別な条件付き（「特定疾病等対象外の条件」をセット）でお引き受けする場合は、ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年経過後であってもお支払いできない場合があります。
※医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断によりはじめて発見された時をいいます。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。

また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

- 商品の仕組み : この商品は団体総合保険普通保険約款に医療保険基本特約、疾病保険特約等をセットしたものと、所得補償保険、団体長期障害所得補償保険の各普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
- 保険契約者 : 農林水産省職員生活協同組合
- 保険期間 : 平成27年11月20日午後4時から1年間となります。
- 申込締切日 : 平成27年10月30日
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等 : 引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
 - 加入対象者 : 農林水産省職員生活協同組合員
 - 被保険者 : 農林水産省職員生活協同組合の組合員またはご家族(配偶者・子供・両親・兄弟姉妹および同居の親族)を被保険者としてご加入いただけます。
新・団体医療保険:新規加入の場合、満69歳(継続加入の場合は満79歳)以下の方が対象となります。
所得補償保険:新規加入、継続加入ともに69歳以下で有職者の方が対象となります。
団体長期障害所得補償保険:新規加入、継続加入ともに59歳以下の有職者の方が対象となります。
- お支払方法 : 平成28年1月分から毎月控除となります。(12回払)
- お手続き方法 : 添付の加入依頼書・告知書に必要事項をご記入のうえ、ご加入窓口の生協事務局までご送付ください。
既加入者については、前年と同等条件で継続加入を行う場合は加入依頼書の提出は不要です。
継続加入を行わない場合、または前年と条件を変更して加入を行う場合は、その内容を記載した加入依頼書の提出が必要となります。
保険金額の増額等、補償を拡大して継続される場合は、告知書の提出が必要となります。
- 中途加入 : 保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、受付日以降のご指定の日から平成28年11月20日午後4時までとなります。保険料につきましては、中途加入の保険期間開始日の翌々月から毎月控除します。
- 中途脱退 : この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入窓口の生協事務局までご連絡ください。
- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。
また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金 : この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【 保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合 】

【1. 新・団体医療保険】

被保険者が、日本国内または国外において保険期間中に疾病を被り、その直接の結果として、入院を開始した場合、手術を受けられた場合、退院後に通院された場合等に保険金をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p>疾病入院 保険金</p>	<p>保険期間中に疾病を被り、入院を開始した場合、1回の入院につき180日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき疾病入院保険金日額をお支払いします。ただし、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日が限度となります。</p> <p align="center">疾病入院保険金の額= 疾病入院保険金日額 × 入院した日数</p>	
<p>疾病手術 保険金</p>	<p>以下の(1)または(2)のいずれかの場合に保険金をお支払いします。</p> <p>(1) 保険期間中に疾病を被り、かつその疾病の治療のために病院または診療所において以下の①から③までのいずれかの手術(※1)を受けた場合、疾病手術保険金をお支払いします。なお、手術の種類によっては、回数などの制限があります。</p> <p>① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ② 先進医療に該当する手術(※2) ③ 放射線治療に該当する診療行為</p> <p align="center">手術(重大手術(※3)以外) <入院中に受けた手術の場合> 疾病手術保険金の額= 疾病入院保険金日額 × 20(倍) <外来で受けた手術の場合> 疾病手術保険金の額= 疾病入院保険金日額 × 5(倍)</p> <p align="center">重大手術(※3) 疾病手術保険金の額= 疾病入院保険金日額 × 40(倍) (注) 重大手術を受けた場合は、入院中・外来を問わず、40倍とします。</p> <p>(※1) 以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術、鼻焼灼術、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表で手術料の算定対象とならない乳房再建術、視力矯正を目的としたレーザー・冷凍凝固による眼球手術(レーシック手術等) など</p> <p>(※2) 先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。</p> <p>(※3) 重大手術とは以下の手術をいいます。 ① 開頭手術(穿頭術を含みます。) ② 悪性新生物に対する開胸手術および開腹手術(胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。) ③ 心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈の病変に対する開胸手術および開腹手術 ④ 四肢切断術(手指・足指を除きます。) ⑤ 脊髄(せきずい)腫瘍摘出術 ⑥ 日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾(すい)臓・腎(じん)臓(それぞれ、人工臓器を除きます。)の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に規定する移植手術にかぎります。</p> <p>(2) 骨髄幹細胞採取手術(※1)を受けた場合は、保険期間中に確認検査(※2)を受けた時を疾病を被った時とみなして、(1)と同様の保険金額を疾病手術保険金としてお支払いします。</p> <p>(※1) ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年経過した後に受けた場合にお支払いの対象となります。なお、提供者と受容者が同一となる自家移植の場合は、保険金をお支払いしません。</p> <p>(※2) 「確認検査」とは、骨髄幹細胞の受容者との白血球の型等の適合等を確認するための検査のうち、最初に行ったものをいいます。ただし、骨髄バンクドナーの登録の検査を除きます。疾病手術保険金は、手術を受けられることにお支払いしますが、手術の種類によっては、お支払いする回数・保険金の額に以下(1)から(4)までの制限があります。</p> <p>(1) 時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。</p> <p>(2) 同一の手術(同一の先進医療に該当する手術を含みます。)を2回以上受けた場合で、それらの手術が一連の手術(※1)に該当するときは、同一手術期間(※2)に受けた一連の手術(※1)については、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。</p> <p>(※1) 一連の手術とは、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。</p> <p>(※2) 同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて60日間をいいます。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。</p> <p>(3) 医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみお支払いします。</p> <p>(4) 放射線治療を2回以上受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。</p>	<p>① 故意または重大な過失 ② 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③ 自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④ 無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑤ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑥ 傷害 ⑦ 妊娠、出産。ただし、異常分娩等、「療養の給付」等(※2)の支払いの対象となる場合を除きます。 ⑧ 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※3)のないもの ⑨ アルコール依存、薬物依存等の精神障害 など</p> <p>(※1) 「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。</p> <p>(※2) 「療養の給付」等とは、公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。</p> <p>(※3) 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。</p>
<p>【MA型のみ】 疾病退院後 通院保険金</p>	<p>保険期間中に疾病を被り、かつ継続して4日を超えて入院し、退院後の通院責任期間に通院した場合、1回の通院責任期間につき30日を限度として、通院した日数に対し、通院1日につき疾病退院後通院保険金日額をお支払いします。ただし、1回の入院について、最初の入院の開始日からその日を含めて1,000日を経過した日の翌日以降の通院に対しては、保険金をお支払いしません。また、疾病入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、疾病退院後通院保険金をお支払いしません。</p> <p align="center">疾病退院後通院保険金の額= 疾病退院後通院保険金日額 × 通院した日数</p>	
<p>【OA型・OB型のみ】 三大疾病 診断保険金</p>	<p>被保険者が責任開始日以降の保険期間中に次の①から③までのいずれかの支払事由に該当した場合、三大疾病診断保険金額をお支払いします。ただし、支払事由に該当した場合であっても、同一の支払事由に前回該当した日からその日を含めて1年以内であるときは、保険金をお支払いしません。</p> <p>① 次のいずれかに該当したこと。 ア. 初めてがんが診断確定されたこと。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて91日目以降に該当した場合にかぎります。 イ. 原発がん(※)が、治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定されたこと。 ウ. 原発がんとは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定されたこと。 ② 急性心筋こうそくを発病し、その治療を直接の目的として入院を開始したこと。 ③ 脳卒中(くも膜下出血、脳内出血、脳こうそく)を発病し、その治療を直接の目的として入院を開始したこと。 (※) 初年度契約からこの保険契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中に既に診断確定されたがんをいいます。</p>	<p>① 故意または重大な過失 ② 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。) ③ 核燃料物質(使用済燃料を含みます。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性 ④ 上記以外の放射線照射または放射能汚染 など</p>

(注) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。
ただし、入院の原因となった疾病を被った時から起算して1年を経過した後に入院を開始した場合を除きます。

- ① 被保険者が疾病を被った時のお支払条件により算出された保険金の額
- ② 被保険者が入院を開始した時のお支払条件により算出された保険金の額

補償の内容【 保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合 】(続き)

【2. 所得補償保険】

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
<p>所得補償保険(基本補償)(*)</p> <p>被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中に身体障害(病気またはケガ)を被り、その直接の結果として就業不能になった場合</p>	<p>次の計算式によって算出した金額をお支払いします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> $\text{お支払いする保険金の額} = \text{保険金額(月額)}^{(*)1} \times \text{保険金をお支払いする期間(就業不能期間)}^{(*)2} \text{の月数}^{(*)3}$ </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> $\text{保険金をお支払いする期間(就業不能期間)}^{(*)2} = \text{就業ができない期間} - \text{支払対象外期間}$ </div> <p>(※1) 加入依頼書等記載の保険金額(月額)をいい、就業不能1か月についての額とします。ただし、平均月間所得額が保険金額(月額)より小さい場合は、平均月間所得額となります。</p> <p>(※2) 加入依頼書等に記載された業務に全く従事できない期間が支払対象外期間を超えた時から対象期間(1年)が始まり、その対象期間内における就業不能の期間(日数)をいいます。</p> <p>(※3) 保険金をお支払いする期間(就業不能期間)が1か月に満たない場合は、1か月を30日として日割計算します。</p> <p>(注1) 対象期間(1年)を経過した後の期間の就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>(注2) 原因または時が異なって発生した身体障害により就業不能期間が重複する場合は、重複する期間に対して重ねて保険金をお支払いしません。</p> <p>(注3) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、身体障害を被った時から起算して1年を経過した後に就業不能となった場合を除きます。</p> <p>① 被保険者が身体障害を被った時のお支払条件により算出された保険金の額</p> <p>② 被保険者が就業不能になった時のお支払条件により算出された保険金の額</p> <p>(注4) 支払対象外期間を超える就業不能が終了した後、その就業不能の原因となった身体障害によって6か月以内に就業不能が再発した場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。ただし、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業不能になった場合は、後の就業不能は前の就業不能とは異なった就業不能とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。</p> <p>(注5) 保険金のお支払いは、初年度加入(または通常支払限度期間に適用する特約をセット後)および継続加入の保険期間を通算して1,000日を限度とします。</p> <p>平成16年度(ご加入が平成17年度以降の場合、ご加入年度)のご契約から継続後のご契約を通算してお支払い日数をカウントします。</p> <p>(注6) 骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合、支払対象外期間はなく、対象期間における被保険者の就業不能の日数に4日を加えた日数を就業不能期間として保険金をお支払いします。</p> <p>なお、初年度加入の保険期間の初日から1年後の応当日の翌日以降である場合のみ保険金をお支払いします。</p>	<p>● 次の事由によって被った身体障害(病気またはケガ)による就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>① 故意または重大な過失</p> <p>② 自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>③ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。)</p> <p>④ 妊娠、出産、早産または流産</p> <p>⑤ 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為^(※1))を除きます。)、核燃料物質等によるもの</p> <p>⑥ 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見^(※2)のないもの など</p> <p>● 次の事由によって被ったケガによる就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>⑦ 自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転</p> <p>⑧ 地震、噴火またはこれらによる津波 など</p> <p>● 次に該当する就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>⑨ 精神病的障害、アルツハイマー病の認知症、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能</p> <p>⑩ 妊娠または出産を原因とした就業不能</p> <p>(※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。</p> <p>(※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。</p>

(*) 補償内容が同様のご契約(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください(※2)。

(※1) 所得補償保険の他、傷害保険・火災保険・自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

【3. 団体長期障害所得補償保険】

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
<p>被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中に身体障害(病気またはケガ)を被り、その直接の結果として就業障害になった場合</p>	<p>被保険者が被る損失に対して、支払対象外期間を超える就業障害である期間1か月につき次の計算式によって算出した額をお支払いします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> $\text{お支払いする保険金の額(月額)} = \text{保険金額} \times \text{所得喪失率}^{(*)1}$ </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> $\text{(※1) 所得喪失率} = \frac{\text{就業障害発生前の所得額} - \text{回復所得額}}{\text{就業障害発生前の所得額}}$ </div> <p>(注1) 就業障害である期間1か月について最高保険金支払月額(50万円)を限度とします。</p> <p>(注2) 保険金額(支払基礎所得額)が平均月間所得額を超える場合は、平均月間所得額を保険金の算出の基礎としてお支払いする保険金の額を算出します。</p> <p>(注3) 補償の対象となる期間は、次の計算式によって算出します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> $\text{保険金をお支払いする期間(※)} = \text{就業障害である期間} - \text{支払対象外期間}$ </div> <p>(※) 協定書に記載された業務に全く従事できない期間が支払対象外期間を超えた時から対象期間(60歳に達するまで)が始まり、その対象期間内における就業障害である期間(日数)をいいます。対象期間が60歳満了のご契約であっても、ご加入時に満55歳以上の方は、対象期間は支払対象外期間終了日の翌日から起算して3年間となります。</p> <p>(注4) 対象期間(60歳に達するまで)を経過した後の期間の就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>(注5) 原因または時が異なって被った身体障害により就業障害である期間が重複する場合は、重複する期間に対して重ねて保険金をお支払いしません。</p> <p>(注6) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、身体障害を被った時から起算して1年を経過した後に就業障害となった場合を除きます。</p> <p>① 被保険者が身体障害を被った時のお支払条件により算出された保険金の額</p> <p>② 被保険者が就業障害になった時のお支払条件により算出された保険金の額</p> <p>(注7) 支払対象外期間を超える就業障害が終了した後、その就業障害の原因となった身体障害によって6か月以内に就業障害が再発した場合は、後の就業障害は前の就業障害と同一の就業障害とみなします。ただし、就業障害が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業障害となった場合は、後の就業障害は前の就業障害と異なった就業障害とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。</p> <p>(注) 支払対象外期間および対象期間については、協定書に特別の規定がある場合は、協定書の規定に従うこととします。</p> <p>(注8) 上記により計算した額に、就業障害開始後1年を経過するごとに、前年度に対する物価上昇率をもとに損保ジャパン日本興亜所定の方法により算出した係数を乗じて算出した保険金をお支払いします。</p> <p>(注) 物価上昇率は国の行政機関発表の「消費者物価指数(全国総合)」をもとに算出します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度と比べて物価下落している場合は、上昇率を0%として計算します。 ・物価上昇率が5%を超える場合は、これを5%として計算します。 	<p>次の事由に起因する身体障害(病気またはケガ)による就業障害に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>① 故意または重大な過失</p> <p>② 自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>③ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。)</p> <p>④ 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為^(※1))を除きます。)、核燃料物質等によるもの</p> <p>⑤ 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見^(※2)のないもの</p> <p>⑥ 自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転</p> <p>⑦ 地震、噴火またはこれらによる津波</p> <p>⑧ 精神病的障害、アルツハイマー病の認知症、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害</p> <p>⑨ 妊娠、出産、早産または流産</p> <p>⑩ 発熱等の他覚的徴候のない感染 など</p> <p>(※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。</p> <p>(※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。</p>

(注) 団体長期障害所得補償保険を複数のご契約(※)された場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償の要否をご判断ください。

(※) 他社のご契約を含みます。

その他ご注意いただきたいこと

【共通事項】

● 特定疾病等対象外について

告知書で告知していただいた内容により、お引き受けできない場合や、特別な条件付きでお引き受けする場合があります。特別な条件付きでお引き受けする場合は、「特定疾病等対象外の条件」をセットすることにより、特定の疾病(群)について補償対象外とする条件付きでお引き受けします。

※例えば、F群「腰・脊椎の疾病」の場合、告知書記載の疾病に関わらず、腰・脊椎の疾病はすべて補償の対象外となります。

・「特定疾病等対象外の条件」をセットされた条件でのご契約を継続される場合、継続契約においても、原則として「特定疾病等対象外の条件」がセットされます。

・ご継続時に補償対象外とする疾病(群)が完治してから1年以上経過されている場合は、継続契約の保険始期から「特定疾病等対象外の条件」を削除できることがあります。ただし、被保険者の年齢や補償対象外とする疾病(群)によっては、「特定疾病等対象外の条件」を削除できないこともあります。また、保険期間の途中での削除はできません。

(削除できない場合の例)

○補償対象外とする疾病(群)が複数の場合

○告知書「疾病・症状・障害一覧表」のF群(腰・脊椎の疾病)が補償対象外となっている場合

○補償対象外となっているZ群の特定疾病が「むちうち症」、「異常妊娠・分娩」、または「疾病・症状・障害一覧表」の< I 欄 >に該当する疾病である場合

など

・詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

【所得補償保険について】

<ご継続の場合も必ずご確認ください。>

● 基本補償の保険金額の設定について

ご加入いただく基本補償の保険金額の設定については、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内で、健康保険等の公的医療保険制度からの給付額等も考慮のうえ、適切な保険金額をお決めください。

また、他の保険契約等(※)にご加入の場合は、ご加入いただける保険金額を制限することがありますので、ご加入時にお申し出ください。

(※)「他の保険契約等」とは、所得補償保険、積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

被保険者が加入している公的医療保険制度	ご加入直前12か月における所得の平均月間額に対する保険金額割合
国民健康保険(例:個人事業主)	85%以下
健康保険(例:給与所得者)	50%以下 *健康保険に優先して勤務先企業から休業補償が行われる場合は、40%以下
共済組合(例:公務員)	40%以下

【団体長期障害所得補償保険について】

<ご継続の場合も必ずご確認ください。>

● 保険金額の設定について

保険金額は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内で、健康保険等の公的医療保険制度からの給付額等も考慮のうえ、適切な金額をお決めください。また、他の保険契約等(※)にご加入の場合は、ご加入いただける金額を制限することがありますので、ご加入時にお申し出ください。

(※)「他の保険契約等」とは、団体長期障害所得補償保険、所得補償保険、積立所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

被保険者が加入している公的医療保険制度	ご加入直前12か月における所得の平均月間額に対する保険金額割合
国民健康保険(例:個人事業主)	85%以下
健康保険(例:給与所得者)	40%以下
共済組合(例:公務員)	40%以下

●被保険者が就業障害になった場合、被保険者には、所得の喪失の発生および拡大を防止するため業務復帰に努めていただきます。損保ジャパン日本興亜は、被保険者が就業障害の状態になった場合は、ご契約者または被保険者と、被保険者の業務復帰援助のために協議することがあります。損保ジャパン日本興亜は、その協議の結果として被保険者の業務復帰のために有益な費用をお支払いします。

用語のご説明

【1. 新・団体医療保険について】

用語	用語の定義
疾病(病気)	傷害以外の身体の障害をいいます。
傷害(ケガ)	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入・吸収または摂取した場合に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
通院責任期間	1回の入院について、最初の入院の開始日に始まり、最後の入院の退院日の翌日からその日を含めて120日を経過した日に終わる期間をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査等による入院は除きます。
1回の入院	入院が終了した日からその日を含めて180日を経過した日までの期間中に、同一の身体の障害(疾病については、前の入院の原因となった疾病と医学上密接な関係にあると認められる疾病を含みます。)により再入院された場合は、前後の入院を合わせて1回の入院とみなします。保険金をお支払いするべき入院中に、保険金をお支払いするべき他の身体の障害を被った場合は、当初の入院と他の身体の障害による入院を合わせて1回の入院とみなします。
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)
放射線治療	次の①または②のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為(※)。 ただし、血液照射を除きます。 ② 先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為 (※) 歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。

【2. 所得補償保険について】

用語	用語の定義
疾病(病気)	傷害以外の身体の障害をいいます。
支払対象外期間	就業不能が開始した日から起算して、継続して就業不能である加入依頼書等記載の期間(日数)をいい、この期間に対しては、保険金をお支払いしません。 (※)骨髄採取手術(組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。以下同様とします。)を直接の目的として入院した場合には、支払対象外期間はありませぬ。
就業不能	身体障害を被り、その身体障害の治療のために入院(※)していること、または入院以外で医師の治療を受けていることにより、加入依頼書等記載の職業または職務に全く従事できない状態をいいます。なお、被保険者がその身体障害に起因して死亡された後もしくはその身体障害が治癒された後は、この保険契約においては、就業不能とはいいません。 (※)骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合は、加入依頼書等記載の職業または職務に全く従事できない状態をいいます。
就業不能期間(保険金をお支払いする期間)	対象期間内における被保険者の就業不能の期間(日数)をいいます。 (※)骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合は、対象期間内における被保険者の就業不能の期間(日数)に4日を加えた日数をいいます。
傷害(ケガ)	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入・吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
所得	加入依頼書等記載の職業または職務を遂行することにより得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から就業不能となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業不能の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。
身体障害	傷害(傷害の原因となった事故を含みます。)および疾病をあわせて身体障害といいます。 (※)骨髄採取手術を含みます。
身体障害を被った時	次の①または②のいずれかの時をいいます。 ① 傷害については、傷害の原因となった事故発生の時。 ② 疾病については、医師の診断による発病の時。ただし、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時。 (※)骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、確認検査を受けた時をいいます。
対象期間	支払対象外期間終了日の翌日から起算して加入依頼書等記載の期間をいい、この期間内における被保険者の就業不能の日数が保険金のお支払いの対象となります。 (※)骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、就業不能が開始した日から起算して加入依頼書等記載の期間をいいます。
入院	医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。 (※)骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として、病院または診療所に入り、常に医師の管理下に置かれることをいいます。
平均月間所得額	支払対象外期間が始まる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。

【3. 団体長期障害所得補償保険について】

用語	用語の定義
身体障害	傷害(傷害の原因となった事故を含みます。)および疾病をあわせて身体障害といいます。
傷害(ケガ)	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入・吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
疾病(病気)	傷害以外の身体の障害をいいます。
身体障害を被った時	次の①または②のいずれかの時をいいます。 ① 傷害については、傷害の原因となった事故発生の時。 ② 疾病については、医師の診断による発病の時。ただし、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時。
就業障害	(支払対象外期間中の就業障害の定義) 身体障害により、被保険者の経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できないこと。 (対象期間中の就業障害の定義) 身体障害により、被保険者が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率が20%を超えていること。なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合であっても就業障害とはいいません。
所得	業務に従事することによって得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から、就業障害となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。
支払基礎所得額	保険金の算出の基礎となる所得の額をいい、被保険者の属する公的医療保険制度に応じて、平均月間所得額に対する一定割合内で設定していただきます。
平均月間所得額	就業障害が開始した日の属する月の直前12か月間の所得の平均月間額をいいます。
回復所得額	支払対象外期間開始以降に業務に復帰して得た所得の額をいいます。
支払対象外期間	就業障害が開始した日から起算して、継続して就業障害である協定書記載の期間(日数)をいい、この期間に対しては、保険金をお支払いしません。
対象期間	支払対象外期間終了日の翌日から起算する協定書記載の期間をいい、損保ジャパン日本興亜が保険金を支払う期間は、この期間をもって限度とします。

ご加入に際して、特にご注意ください(注意喚起情報のご説明)

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項(告知義務等)

- ご加入の際は、加入依頼書・告知書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入依頼書・告知書にご記入いただく内容は、損保ジャパン日本興亜が公平な受入判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書・告知書の記載事項とすることによって損保ジャパン日本興亜が告知を求めたものいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
＜告知事項＞この保険における告知事項は、次のとおりです。
 - ★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態・身体の障害の状態
 - ★他の保険契約等^(※)の加入状況
 - ★被保険者の職業または職務(所得補償保険のみ)
- (※)新・団体医療保険における「他の保険契約等」とは、医療保険、がん保険、傷害保険、各種商品の入院特約等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の損害保険のご契約または共済契約をいいます。
所得補償保険、団体長期障害所得補償保険における「他の保険契約等」とは、所得補償保険、積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
- * 口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
- * 告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- * 損保ジャパン日本興亜または取扱代理店は告知受領権を有しています。
- ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態・身体の障害の状態等について損保ジャパン日本興亜に告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。
(※)保険金額の増額等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。
- 「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。
- 次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。
 - ・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
 - ・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパン日本興亜が契約した場合 など
- ご契約のお引受けについて、告知していただいた内容により、下記①から③までのいずれかの取扱いとなります。
 - ①特別な条件を付けずにお引き受けします。
 - ②特別な条件付きでお引き受けします(「特定の疾病(群)」について補償対象外とする条件付き(「特定疾病等対象外の条件」をセット)でお引き受けします。)
 - ③今回はお引き受けできません。
- ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。
- 継続加入の場合において、保険金額の増額等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態・身体の障害の状態等について告知していただく必要があります。告知していただいた内容により、特別な条件付きでお引き受けする場合は、補償を拡大した部分だけでなく、既にご加入いただいている部分も、特別な条件付きでお引受けとなります。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

【新・団体医療保険について】

- ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて90日以内にがんと診断確定されていた場合は、被保険者(保険の対象となる方)がその事実を知っているまたは知らないにもかかわらず、三大疾病診断保険金支払特約のがんによる支払事由は無効(これらの特約のすべての効力が、ご加入時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。)となります。この場合において、告知前にご契約者または被保険者がその事実を知っていたときは、既にお支払いいただいた保険料を返還しません。

3. ご加入後における留意事項

- 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。
- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
＜被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について＞
被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分)にかぎり、解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
＜重大事由による解除等＞
- 保険金を支払わせる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

【所得補償保険、団体長期障害所得補償保険について】

- 加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合(職業または職務をやめられた場合を含みます。)は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知いただく義務(通知義務)があります。
 - ・変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
 - ・変更後の職業または職務により、ご契約内容を変更していただくことがあります。詳しい内容につきましては取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- 直前12か月における被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。保険金額の設定の見直しについてご相談ください。
- 次の場合、お支払いする保険金が減額されることがあります。
 - ①他の身体障害(病気またはケガ)の影響等があった場合
 - ②職業を変更された場合の通知と、それに伴う追加保険料のお支払いがなかった場合
 - ③加入依頼書等に記入された年齢に誤りがあり、追加保険料のお支払いが必要となる場合
 - ④他の保険契約等がある場合 など

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)(続き)

4. 責任開始期

- 保険責任は保険期間初日の平成27年11月20日午後4時に始まります。
三大疾病診断保険金支払特約のがんによる支払事由等については、ご加入初年度の保険期間の開始日(中途加入の場合は中途加入日)からその日を含めて90日を経過した日の翌日に責任開始期が始まります。
* 中途加入の場合は、加入依頼書の受付日以降ご指定の日から保険責任が始まります。
- 新・団体医療保険については、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)より前に発病^(※2)した疾病に対しては、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)より前に発病^(※2)した疾病であっても、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由(入院を開始された場合や手術を受けられた場合等)が生じた場合は、その保険金の支払事由に対しては保険金をお支払いします。
また、所得補償保険、団体長期障害所得補償保険については、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)より前に発病^(※2)した疾病・発生した事故による傷害を原因とする就業不能(保険金の支払事由)または就業障害(保険金の支払事由)に対しては、正しく告知してご加入された場合であっても、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)からその日を含めて1年を経過した後に就業不能(保険金の支払事由)または就業障害(保険金の支払事由)が生じた場合は、その就業不能(保険金の支払事由)または就業障害(保険金の支払事由)に対しては保険金をお支払いします。
(注1) 特別な条件付き(「特定疾病等対象外の条件」をセット)でお引受けする場合は、上記に関わらず、補償対象外とする疾病(群)については、全保険期間補償対象外となります。
(注2) 三大疾病診断保険金支払特約のがんによる支払事由に対しては、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由が生じた場合も保険金をお支払いできません。
(※1) 継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。
(※2) 医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。

5. 事故がおきた場合の取扱い

- 保険金支払事由に該当した場合(就業不能または就業障害が発生した場合等)は、ただちに損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご通知ください。入院を開始した日あるいは手術を受けた日、保険金支払事由に該当した日(就業不能期間または就業障害期間が開始した日等)からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパン日本興亜が求めるものを提出してください。

【新・団体医療保険について】

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	疾病状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
③	疾病の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など ③ホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合 ホールインワン・アルバトロス証明書、アテスト済スコアカード(写)、贈呈用記念品購入費用領収書、祝賀会費用領収書 など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書
⑦	損保ジャパン日本興亜が支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

- (※) 保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。
- (注1) 保険金支払事由の内容・程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
- (注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン日本興亜所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。
- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパン日本興亜が保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパン日本興亜は確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- 病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払い対象となる場合もあります。損保ジャパン日本興亜・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。
- 初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金をお支払いした場合、満期時にご継続をお断りすることがあります。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)(続き)

【所得補償保険、団体長期障害所得補償保険について】

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能または就業障害状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
③	身体障害の内容、就業不能または就業障害の状況および程度、損害の額、損害の程度および損害の範囲等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書、公的給付控除対象となる額を証明する書類 など ②他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、函面(写)、被害品明細書 など
④	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑤	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書 ^(※) 、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑥	損保ジャパン日本興亜が支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

(※) 保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

(注1) 就業不能期間または就業障害期間が1か月以上継続する場合は、お申し出によって、1か月以上の月単位により保険金の内払を行います。その場合、上記の書類のほか、就業不能または就業障害が継続していることを証明する書類を提出してください。

(注2) 身体障害の内容ならびに就業不能または就業障害の状況および程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン日本興亜所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

●上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパン日本興亜が保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパン日本興亜は確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●病気やケガを被った場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族が加入している保険がお支払いの対象となる場合もあります。損保ジャパン日本興亜・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

●保険金のご請求にあたっては、身体障害に対する医師(被保険者が医師の場合は被保険者以外の医師)の治療を受けている必要があります。

【所得補償保険】

●初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金をお支払いした場合、継続加入のお引受けをお断りすることがあります。

【団体長期障害所得補償保険】

●保険金をお支払いする就業障害が発生した場合、お支払いの内容等により、継続加入のお引受けをお断りすることや、お引受けの条件を制限することがあります。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退(解約)に際しては、既経過期間(保険期間の初日から既に過ぎた期間)に相当する月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退(解約)に際して、返れい金のお支払いはありません。

所得補償保険、団体長期障害所得補償保険の場合で、ご加入後、被保険者が死亡された場合、または保険金をお支払いする就業不能または就業障害の原因となった身体障害以外の原因によって、所得を得ることができなくなる業務にも従事しなくなった、もしくは従事できなくなった場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。

8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

9. 個人情報の取扱いについて

○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパン日本興亜に提供します。

○損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト

(<http://www.sjnk.co.jp/>)に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン日本興亜営業店までお問い合わせ願います。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向にそっていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でお客さまのご意向にそった内容となっていることをご確認ください。

- 補償の内容(保険金の種類や保険金をお支払いする場合)
- 保険金額(ご契約金額)
- 保険期間(保険のご契約期間)
- 保険料・お支払方法(保険料払込方法)・満期返れい金・契約者配当金の有無

2. ご加入いただく内容に誤りがないかどうかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されていることをご確認ください。)

- 被保険者の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。
- パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されていることをご確認いただきましたか。

もう一度
ご確認ください。



【所得補償保険・団体長期障害所得補償保険にご加入になる方のみご確認ください】

- 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

【所得補償保険にご加入になる方のみご確認ください】

- 職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。
- 所得補償保険における基本補償の保険金額は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内となっている等、「この保険のあらまし」に記載された設定方法のとおり正しく設定されていますか。

【団体長期障害所得補償保険にご加入になる方のみご確認ください】

- 保険金額(支払基礎所得額)は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内となっている等、「この保険のあらまし」に記載された設定方法のとおり正しく設定されていますか。

3. お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

- 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

問い合わせ先 (保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

- 生協事務局 TEL 03-5575-2170 (保険) (受付時間: 平日の午前9時30分から午後5時まで)
〒107-0052 港区赤坂1-9-13 三会堂ビル地下1階
- 取扱代理店 株式会社カワシマ
(神田事務所) 〒101-0046 千代田区神田多町2-9 神田M I Cビル4階
TEL 03-6206-9566 : FAX 03-6206-4873 (受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)
(川島 幸子) TEL 04-7183-2910 ヨフナサケ
- ※このパンフレットは、電子データとして、株式会社カワシマのホームページ (<http://www.ykawashima.co.jp>) にも掲載しております。
- 引受保険会社 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 団体・公務開発部第三課
〒100-8965 千代田区霞が関3-7-3 TEL 03-3593-6455 : FAX 03-3593-6753
(受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)

● 指定紛争解決機関

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【お電話】 0570-022808 <通話料有料> IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間: 平日の午前9時15分から午後5時まで (土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 (<http://www.sonpo.or.jp/>)

- 事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。
【事故サポートセンター】 0120-727-110 (受付時間: 24時間365日)



- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
- このパンフレットは、概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- 加入者証は大切に保管してください。また、3か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパン日本興亜までご照会ください。